

必ずお読みください

ガス需給契約に関する重要事項説明書

本重要事項説明書は、ガス事業法に基づく書面となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

お客様が株式会社アースインフィニティ（以下「当社」といいます）にガスの供給に関する契約（以下「需給契約」といいます）のお申込みをしていただくにあたり、当社がお客様に説明し、ご理解と承諾をしていただく主要な供給条件は以下となります。なお、需給契約の契約内容は、ガス供給約款および料金表（以下「供給約款等」といいます）によります。供給約款等は、当社ホームページでご確認いただけます。

1. ガス小売事業者の登録番号・名称および連絡先と受付時間

【登録番号】A0073　【名称】株式会社アースインフィニティ
【連絡先】0120-777-937（年末年始を除く平日10：00～17：00）
【時間外緊急連絡先】0120-945-328【ホームページURL】https://www.earth-infinity.co.jp/

2. 需給契約のお申込みと契約の成立・契約期間

- お客様が新たに需給契約を希望される場合は、原則としてその本人から、あらかじめこの供給約款および料金表（お客様と当社が別途合意した内容がある場合にあってはその内容を含みます。）を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また、当社が必要と判断した場合、申込みに当たってお客様に本人確認書類をご提出いただきます。お客様の情報、適用を希望する料金表、引込地点、需要場所、供給地点特定番号、使用開始希望日、需要場所におけるガス機器、当社との電気需給契約の有無、その他当社が必要とする事項
- お客様は、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客様に承諾書等を提出していただくことがあります。
 - 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。
 - 需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送供給のために必要とする事項について、当社が当該一般ガス導管事業者に提供すること。
 - ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当社が当該一般ガス導管事業者から提供を受けること。
- 当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客様がガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
- 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。ただし、当社は、この契約種別を終了する場合、契約終了の3ヶ月前までにあらかじめお客様にお知らせのうえ、契約を終了することがあります。

3. ガスの供給開始予定日等

- 原則として、所定の手続きを完了した後に当該一般ガス導管事業者が定める託送約款等に基づく定例検針日の翌日とし、決定した供給開始予定日を書面にてお知らせいたします。
- 当社は、当社または当該一般ガス導管事業者の供給準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、供給開始日を定めてガスを供給いたします。

4. ガス料金の運用開始の時期

ガス料金は、需給開始日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客様については、お客様の責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に定められた供給開始日から適用いたします。

5. ガス料金の算定期間

ガス料金の算定期間は、原則、当該一般ガス導管事業者が定める検針日（以下「検針日」といいます）の翌日から次の検針日までの期間といたします。ただし、ガスの供給を開始した場合のガス料金の算定期間は、開始日から次の検針日までの期間（開始日を含みます）、需給契約が消滅した場合のガス料金の算定期間は、直前の検針日の翌日から消滅日までの期間（消滅日を含みます）といたします。

6. ガス使用量の算定

- ガス料金の算定期間におけるガス使用量は、当該一般ガス導管事業者が行う検針により算定されたガス量といたします。
- ガスメーターの故障等によってガス量を正しく計算できなかった場合、ガス料金の算定期間におけるガス使用量は、前3ヶ月間もしくは前年同期の同一期間のガス量または取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、お客様と当社との協議により定めた値といたします。

7. ガス料金の算定

- ガス料金は、①基本料金と②従量料金を合計して算定します。
- 従量料金は、1㎡あたりの単位料金にガス使用量を乗じた金額とします。なお、単位料金は原料価格の変動に応じた原料費調整額を加算または減算し算定いたします。料金プランごとの基本料金および単位料金等は、以下のとおりといたします。

【大阪ガス供給エリア料金表】 ※毎月の原料費調整額については、当社ホームページをご参照ください。https://www.earth-infinity.co.jp/

アースガスS料金表	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D	料金表E	料金表F	料金表G	料金表H
1月のガス使用量	20㎡まで	21～50㎡	51～100㎡	101～200㎡	201～350㎡	351～500㎡	501～1,000㎡	1,001㎡以上
基本料金(1契約につき)	736.23円	1,296.58円	1,504.87円	1,867.25円	3,173.62円	3,451.25円	6,283.75円	6,577.07円
従量料金（1㎡につき）	174.81円	144.52円	139.10円	134.71円	127.55円	126.62円	120.32円	120.00円

アースガス料金表	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D	料金表E	料金表F	料金表G	料金表H
1月のガス使用量	0～20㎡まで	21～50㎡	51～100㎡	101～200㎡	201～350㎡	351～500㎡	501～1,000㎡	1,001㎡以上
基本料金(1契約につき)	743.82円	1,337.51円	1,603.02円	2,033.22円	3,436.61円	3,758.02円	6,842.3円	7,161.71円
従量料金（1㎡につき）	174.81円	144.52円	139.10円	134.71円	127.55円	126.62円	120.32円	120.00円

【東京ガス供給エリア料金表】 ※毎月の原料費調整額については、当社ホームページをご参照ください。https://www.earth-infinity.co.jp/

アースガスS料金表	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D	料金表E	料金表F
1月のガス使用量	0㎡～20㎡まで	21～80㎡まで	81～200㎡まで	201～500㎡まで	501～800㎡まで	801㎡以上
基本料金(1契約につき)	721.05円	950.40円	1,108.80円	1,702.80円	5,662.80円	11,206.80円
従量料金（1㎡につき）	145.31円	130.46円	128.26円	124.96円	116.16円	108.46円

アースガス料金表	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D	料金表E	料金表F
1月のガス使用量	0㎡～20㎡まで	21～80㎡まで	81～200㎡まで	201～500㎡まで	501～800㎡まで	801㎡以上
基本料金(1契約につき)	743.82円	1,034.88円	1,207.36円	1,854.16円	6,166.16円	12,202.96円
従量料金（1㎡につき）	145.31円	130.46円	128.26円	124.96円	116.16円	108.46円

- お客様がガスの使用を開始（もしくは解約）した場合は、使用日数に応じて日割計算をすることがあります。
- 料金算定方法、原料費調整額の算定方法等の詳細はガス供給約款、料金表等をご確認ください。

8. ガス使用量・ガス料金のご案内

月々のガス使用量・ガス料金・その他ご案内事項などは、原則として当社ウェブサイトの会員ページにてお客様にお伝えするものとし、請求情報が確定次第メールにてお客様にお知らせします。ただし、請求書を郵送でご希望される場合には郵送費用【**税抜額 100円、税込額(10%時) 110円**】で承ります。

9. ガス料金の支払義務および支払期限

- お客様のガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者から検針の結果を受領したこと等により当社にてガス料金の請求が可能となった日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
- お客様は、ガス料金を支払期日までに支払っていただきます。
- 支払期日は、原則、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払方法が口座振替の場合は定例検針日翌月の口座振替日とし、クレジットカード決済の場合はクレジットカード会社の決済日に準ずるものとします。
- お客様と当社との協議によって当社が継続して他の需給契約（電気需給契約を含みます。）の料金とガス料金を一括して請求する場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して期日を設定するものとします。

10. ガス料金その他の支払方法

- ガス料金は、原則として、口座振替、クレジットカード払いのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。
- お客様は、ガス料金を支払義務の発生した順序で支払うものといたします。
- 工事費、工事費負担金等相当額、設備負担金およびその他については、当社が指定した金融機関等を通じて支払うものといたします。

11. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

供給ガスにおける熱量、圧力および燃焼性は次のとおりとし、ガスの類別は13Aですので、13Aとされているガス器具が適合いたします。

- 熱量　標準熱量・・・45メガジュール　最低熱量・・・44メガジュール
- 圧力　最高圧力・・・2.5キロパスカル　最低圧力・・・1.0キロパスカル
- 燃焼性　最高燃焼速度・・・47　最低燃焼速度・・・35　最高ウォッペ指数・・・57.8　最低ウォッペ指数・・・52.7

12. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および当該一般ガス導管事業者の係員が、次の業務を実施するため、または当社もしくは一般ガス導管事業者が必要と認める業務を実施するため、お客様の土地および建物に立ち入らせていただくことに、正当な事由がない限り、承諾するものといたします。なお、係員は、お客様のお求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

- 当該一般ガス導管事業者の供給施設の検査およびガス機器の調査のための業務
- 当該一般ガス導管事業者の供給施設の設計、工事または維持管理に関する業務
- 需給契約の廃止により、ガスの供給を終了させるために必要な業務
- ガスの供給または使用の制限等、停止または再開のための業務
- 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- ガスメーター等の検定期間満了等による取り替えの業務
- その他保安上必要な業務

13. 供給の制限等

- 当社または当該一般ガス導管事業者は、次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給の制限または中止（以下「制限等」といいます。）し、またはお客様に使用を制限していただくことがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、お客様にその損害を賠償していただきます。
 - 12（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して当社、または当該一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合お客様がガス工作物を故意または過失により損傷し、または亡失させた場合
 - 21（供給施設の保安責任）、22（保安に対するお客様の協力）および23（お客様の責任）の保安に係る協力または責任の規定に反した場合
 - 災害その他の不可抗力による場合
 - ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認めた場合
 - ガス工作物の修理その他工事実施（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため必要がある場合
 - 法令の規定による場合
 - ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - 保安上またはガスの安定供給上必要と認めた場合（22（保安に対するお客様の協力）の処置をとる場合を含みます。）
 - その他、当該一般ガス導管事業者のガス導管事業の適確な遂行に影響を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認められた場合
 - その他、託送約款等に違反し、当該一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
- 当社は、お客様が次の各号にかける事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
 - ガス料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - 他の需給契約（電気需給契約および既に消滅しているものを含みます。）の料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - 需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、工事費、工事費負担金等相当額、設備負担金その他ガス供給約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - 振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - 破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら行った場合
 - 強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 供給約款または料金表の適用を受けられなくなった場合
 - 12(需要場所への立入りによる業務の実施)各号にかける当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合
 - ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
 - お客様が、ガス工作物を故意または過失により損傷または失われた場合
 - 22(保安に対するお客様の協力)および23(お客様の責任)の規定に違反した場合
 - その他、供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合
- (2)によって、供給の制限、中止または停止したことによるお客様からの問い合わせ等に対しては、当社が対応いたします。
- (2)によって、お客様が損害を受けた場合には、当該一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由がないときは、当該一般ガス導管事業者はその賠償の責任を負いません。

(5) (2)によって、お客さまが損害を受けた場合には、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。また、(1)または(2)によって、当社が損害を受けた場合には、その損害を賠償していただきます。

1 4. 供給の制限等の解除

- (1) 13（供給の制限等）(1)または(2)によって供給の制限、中止または停止した場合において、その理由となった事実が解消された場合には、すみやかに制限、中止または停止を解除いたします。
- (2) 13（供給の制限等）(2)によって供給を停止した場合において、お客さまが次のいずれかに掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、すみやかにガスの供給を再開いたします。
- イ（供給の制限等）(2)イによって供給を停止したときは、支払期日が到来した全てのガス料金を支払われた場合
 - ロ 13（供給の制限等）(2)ロによって供給を停止したときは、当社とその他の需給契約（すでに消滅しているものを含みます。）のガス料金でそれぞれの契約で定める支払期日が到来した全てのガス料金を支払われた場合
 - ハ 13（供給の制限等）(1)または(2)ハによって供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合
- (3) 13（供給の制限等）(1)によって供給の制限、中止または停止した場合において、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

1 5. お客さまからの申し出による需給契約の変更・解約

- (1) お客さまからの需給契約の変更を申し出られた場合、その変更は翌月以降の検針日翌日から適用いたします。
- (2) 転居等により需給契約を解約される際は、あらかじめ当社までガス使用終了日（廃止期日）を通知していただきます。この場合、お客さまが当社に通知された廃止期日に需給契約は消滅いたします。
- イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅するものといたします。
 - ロ お客さまの責めとなる理由により当社および当該一般ガス導管事業者が需給を終了させるための処置ができない場合には、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
 - ハ 当社との需給契約を廃止し、他のガス小売事業者との需給契約等にもつき当該需要場所において引き続きガスを使用される場合は、当該一般ガス導管事業者から当社に通知された廃止期日に需給契約が消滅するものといたします。

1 6. 当社からの申し出によるガス小売供給契約の変更

- (1) 当社は、ガス供給約款等を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の供給約款等によるものとします。その場合には、あらかじめ当社ホームページ等において掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。
- (2) ガス供給約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、お客さまはあらかじめ承諾するものといたします。
- イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - ハ 上記にかかわらず、供給約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の交付書面については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付をしないこととします。

1 7. 当社からの需給契約の解除

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解除することがあります。
- イ ガス料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ロ 他の需給契約（電気需給契約および既に消滅しているものを含みます。）および需給契約によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息、保証金、工事費、工事負担金、設備負担金その他供給約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけない場合
 - ニ その他供給約款の規定に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合等、供給約款に定める場合。
- (2) 当社が需給契約を解除させていただくときは、あらかじめ文書等で解除日を通知いたします。

1 8. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中のガス料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

1 9. 供給方法およびガス工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

2 0. 工事費等の支払いおよび精算

当社が当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、お客さまは、その金額を当社が定める日までに当社に支払うものといたします。また、当該一般ガス導管事業者から工事完了後、工事費、工事負担金または設備負担金等の精算を受けた場合は、当社は工事費、工事負担金または設備負担金等をすみやかに精算するものといたします。

2 1. 供給施設の保安責任

お客さまは、供給施設の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令に定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令に定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが当該一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。

2 2. 保安に関するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。また、当社がガス漏れを感知したときは、直ちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知することがあります。これらの場合には、当該一般ガス導管事業者は、直ちに適切な処置をとります。

- (2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3) お客さまは、21（供給施設の保安責任）(3)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社または当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当社および当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまと協議させていただくことがあります。
- (8) お客さまは、需要場所で使用されるガス機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

2 3. お客さまの責任

- (1) お客さまは、25（周知および調査義務）(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。また、当社は、これらの情報および当該一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該一般ガス導管事業者に通知いたします。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまの負担といたします。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
 - ハ 料金表に定める供給ガスに適合するものであること。
 - ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること。
 - ホ 当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) お客さまは、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
- イ お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
 - ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと。
 - ハ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあること。

2 4. 供給施設等の検査

- (1) お客さまは、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) 当社は、当該一般ガス導管事業者が(1)により検査を行った場合で、その結果を当該一般ガス導管事業者から受領したときには、当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、(3)により検査を行った場合には、その結果をすみやかにお客さまにお知らせします。
- (5) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が(1)および(3)により検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち会わせることができます。

2 5. 周知および調査義務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客さまは、調査の結果を当社が当該一般ガス導管事業者に通知することについて、あらかじめ承諾するものといたします。
- (3) 当社は、ガス事業法令で定めるところにより(2)のガス事業法令で定める技術上の基準に適合していないガス機器について再度調査いたします。

2 6. 消費段階におけるガス事故の報告

消費段階におけるガス事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾していただきます。

2 7. 需給契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾を得て、引き続き置かせていただくことがあることについて、あらかじめ承諾するものといたします。

2 8. 他のガス小売事業者との需給契約の解約にかかる事項

契約先を、他社から当社に変更するにあたり、お客さまの現在のご契約内容によっては、ご契約に付帯するサービスの消滅、解約違約金およびその他の費用の請求、ポイントの失効等の不利益事項が発生する場合があります。

2 9. 信用情報の共有

当社は、お客さまが13（供給の制限等）の各号に定める事由に該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所およびガス料金の支払状況等について、他のガス小売事業者に提供することがあります。